

# ○国民健康保険のレセプト点検に従事する非常勤職員の 勤務時間等に関する要綱

〔平成21年3月30日  
要綱第11号〕

改正 平成23年4月1日要綱第2号

(目的)

**第1条** この要綱は、後志広域連合特別職非常勤職員の任用等に関する規則(平成21年後志広域連合規則第3号)に定めのあるもののほか、国民健康保険のレセプト点検に従事する非常勤職員(以下「調査員」という。)の報酬、勤務時間、職務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

**第2条** 調査員の報酬は、日額報酬とし、毎年度予算の範囲内においてこれを支給する。  
(勤務日及び勤務時間等)

**第3条** 調査員の1週の勤務日及び1日の勤務時間は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 1週の勤務日は、月曜日から金曜日までとし、1日の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、月の勤務日数は、16日を超えないものとする。
  - (2) 1週の勤務日は、月曜日から金曜日までとし、1日の勤務時間は、午前8時45分から午後4時までとする。ただし、金曜日の勤務時間は、午前8時45分から正午までとする。
  - (3) 1週の勤務日は、月曜日から金曜日までとし、1日の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、月の勤務日数は、17日を超えないものとする。
  - (4) 1週の勤務日は、月曜日から金曜日までとし、1日の勤務時間は、午前8時45分から午後4時までとする。ただし、金曜日の勤務時間は、午前8時45分から午後3時30分までとする。
- 2 調査員の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。
- 3 所属長は、前2項の規定により難いときは、別に勤務の割り振りを行うことができる。

(勤務を要しない日)

**第4条** 調査員の勤務を要しない日は、1週間の勤務日を除いた日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)並びに12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。)とする。

(職務)

**第5条** 調査員の職務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 所属長の指示を受け、国民健康保険の適正化のためのレセプトの点検を行うこと。
- (2) 所属長の指示を受けたレセプトの点検に関する事務を行うこと。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年要綱第2号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。